

横浜市立舞岡中学校

いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 25 日策定

—すべての生徒が生き生きとした学校生活を送るために—

1 舞岡いじめ防止基本方針

本校では、いじめをしない、許さない環境の中で、一人ひとりの生徒が安心して豊かに生活できる教育環境を整えていきたいと考えています。そのためには、次の3つの柱を軸として本校のいじめ防止の取組を展開していきます。

- 一人ひとりの子どもを大切にし、豊かな心を育てます。
- だれもが安心して豊かに生活できる環境を整えます。
- 保護者や地域の方と連携を図ります。

2 いじめとは

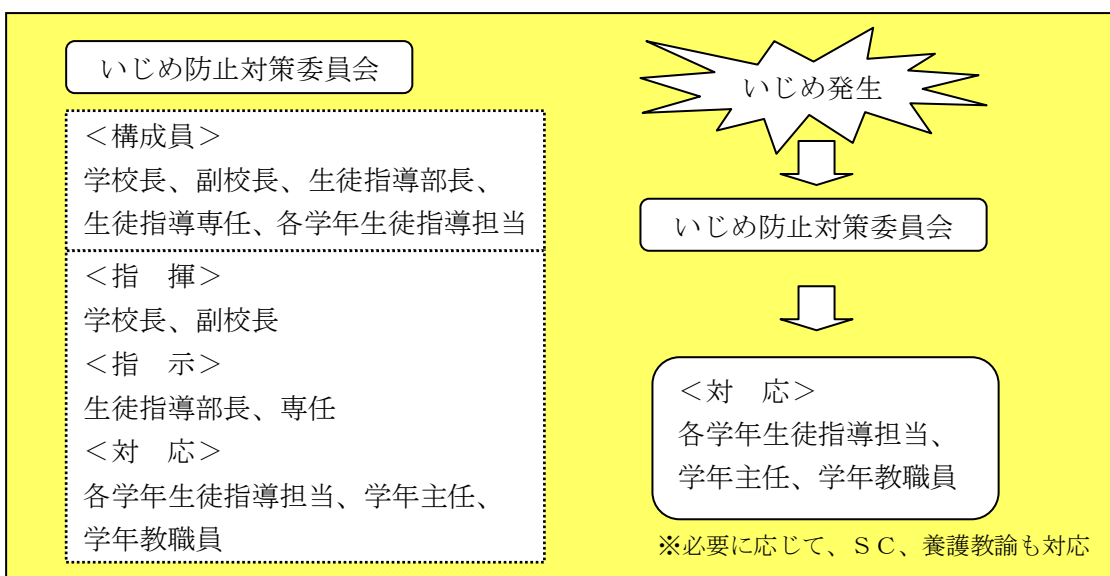
《いじめの定義》

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止対策委員会

いじめ防止対策委員会は、学校長・副校長を中心に生徒指導部が対応し、そのメンバーは実態等に応じて柔軟に対応します。



4 いじめ防止のために取り組むこと

I 一人ひとりの生徒を大切にします

生徒一人ひとりを大切にするためには、まずは、生徒達や学級の様子を知ることが必要となります。そのためには教職員の気づきが重要なファクターとなります。同じ目線で物事を考え、生徒一人ひとりの置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めます。

また、生徒達及び保護者へのアンケートを実施し、生徒達の個々の状況や学級・学年・学校の状況を把握し、いじめ問題への具体的な指導計画立てることが必要です。配慮を要する生徒に対しては、個別の指導計画等を通じて情報を共有し、教職員間、学校間で適切な引き継ぎを行います。

II だれもが 安心して 豊かに生活できる環境を整備します

生徒達との深い信頼関係の構築

生徒達は、教職員の何気ない言動や行動で、心を痛め、結果としていじめを助長してしまう場合があります。そのためにも、日ごろから自分自身を振り返り、感性を磨くよう努力する必要があります。また、生徒達に対して「言い聞かせようとする前に」「話を聴く」姿勢を大切にします。

自己有用感を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事の実施

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要です。そのなかで、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験を積ませ、生徒達に自己有用感を持たせ、生徒達の心の変容を目指します。

III 豊かな心を育てます

人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒達に理解させることが大切です。また、生徒達が人の心の痛みを思い合えることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要があります。

そのためには、道徳の授業を通じて、学級の生徒の実態に合わせて「心揺さぶられる」内容の授業を実践します。

5 いじめ早期発見のために大切にすること

日々の観察 ～生徒がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み等は、生徒達の様子に気を配り、「生徒達がいるところには教職員がいる」ことを目指し、生徒達と共に過ごすことを心がけます。

観察の視点 ～洞察力を磨く～

生徒たちを観察する際は、いままでのグループと行動をしているのか、孤立していない

いかなど、その変化に気づく洞察力を磨く必要があります。

また、必要に応じては気になる生徒に対して「個人ノート」などを書かせることも考えられます。生徒の心境を知り、より深い信頼関係が構築できます。気になる内容は、教育相談や家庭訪問を実施し、迅速に対応します。

教育相談の実施 ～気軽に相談できる雰囲気作り～

日頃から気軽に相談できる環境を作ることは大切ですが、定期的に教育相談週間（5月、夏休み明け、冬休み明け）を設けて、生徒理解に努めます。気になる内容は、該当学年やいじめ防止対策委員会等で対応します。

いじめ実態調査アンケート ～教育相談とリンクさせる～

5月、7月、12月にアンケートを実施し、その内容を受け、個人面談や教育相談でその内容について話し合いを進めます。実施方法については、記名、無記名、希望制など、状況に応じて配慮し実施します。

6 いじめへの対処

I いじめ発見時の緊急対応

いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守ります

いじめられていると相談に来た生徒や、いじめ情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒達の目に触れないよう、場所・時間等に配慮して行います。状況に応じて、相談に来た生徒を徹底して守るため、登下校や休み時間等においても教職員の目の届く体制を整備します。

事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った生徒からの聞き取りを行うとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握します。なお、保護者対応は、複数の職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行います。また、教職員間で連携をとり、情報を共有し対応します。

把握すべき情報例

- ◇誰が誰をいじているのか？……………【加害者と被害者の確認】
- ◇いつ、どこで起こったのか？……………【時間と場所の確認】
- ◇どんな内容のいじめか（被害）？……【実態の把握】
- ◇いじめのきっかけは何か？……………【背景と要因の整理】

生徒の個人情報
の取り扱い
には十分注意
すること

II いじめが起きた場合の対応

いじめられた生徒、いじめた生徒、周りの生徒達に対する対応

いじめられた生徒に対して

○事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け止め、共感することで心の安定を

図ります。

- 「最後まで守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝えます。
- 解決できることを伝え希望を持たせることと、自尊感情を高めるよう言葉掛けに配慮します。

いじめた生徒に対して

- いじめに至った状況を十分に聴き、生徒の背景にも目を向け指導します。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないような一定の教育配慮のもと、いじめが人として許されない行為であることや相手の気持ちを認識させます。

周りの生徒達に対して

- 当事者の問題にとどめず、全体の問題としてとらえ、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促します。
- はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させます。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であること伝えます。

保護者への対応

<被害生徒保護者に対して>

家庭訪問等で保護者と面談し、保護者のつらい気持ちに共感しながら、事実関係と今後の指導方針について伝えます。

<加害生徒保護者に対して>

正確な事実関係を説明し、被害者側の生徒と保護者のつらい気持ちを伝えます。事の重大さを認識させ、家庭での指導と今後の方針を伝えます。

生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事態が発生した場合の対応

- 速やかに横浜市教育委員会、戸塚警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたります。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要性の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得たうえで、緊急保護者会の開催を実施します。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられます。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努めます。

継続した指導

- いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行います。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努めます。
- いじめられた生徒、いじめた生徒ともスクールカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたります。
- いじめの事例を検証し、再発防止・未然防止のための日常的に取り組むことを洗い出し、いじめのない学級・学年・学校づくりを目指します。

7 小中、地域、外部機関との連携

I 小中連携

小中一貫教育を推進し、定期的に小中連絡会、生徒児童専任連絡協議会を通じて、小中の情報交換を行います。お互いの現状を把握し、小中が連携して取り組むべきことを整理し、問題解決のために協力し合います。

II 保護者や地域の方との連携

保護者との連携

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けます。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、HP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行います。



舞岡中学校ホームページ

<http://www.edu.city.yokohama.jp/sc/h/jhs/maioka/>

地域との連携

「まちと共に歩む学校づくり懇話会」、「学校・家庭・地域協働事業」等を実施し、地域との会合・懇談会を通じて、積極的に地域の方々と情報交換を行います。ここでは、地域での子どもたちの情報を得るとともに、学校での状況を報告します。

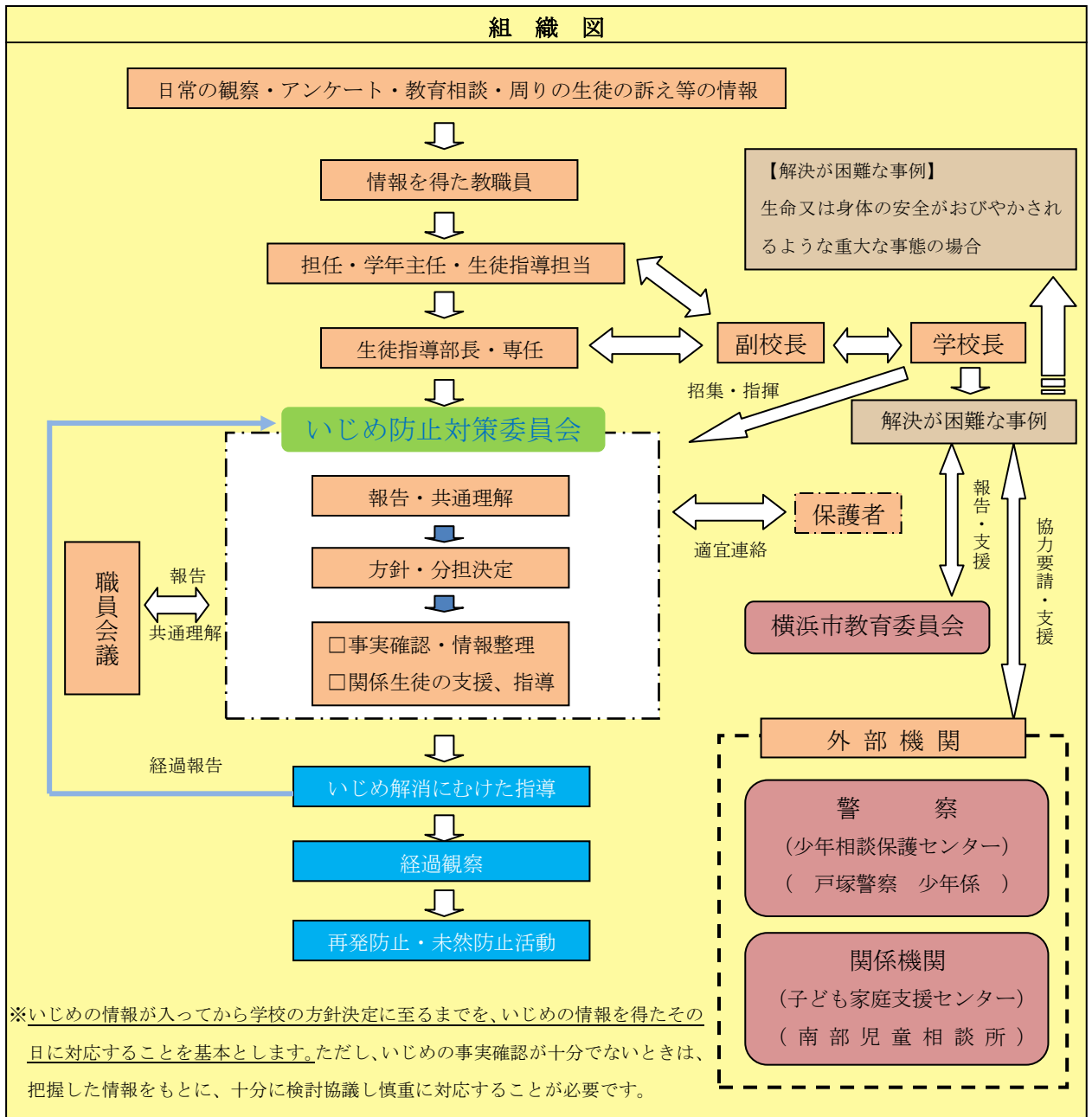
III 外部機関との連携

学校だけで解決が困難な場合は、南部児童相談所、戸塚警察少年係、少年相談保護センター、子ども家庭支援センター等と協力し、いじめ解決とその後のケアを含めて連携して取り組みます。

【おもな機関の連絡先】

| | |
|--------------------------------------|-------------------------|
| <input type="checkbox"/> 南部児童相談所 | 0 4 5 (8 3 1) 4 7 3 5 |
| <input type="checkbox"/> 戸塚警察署 (少年係) | 0 4 5 (8 6 2) 0 1 1 0 |
| <input type="checkbox"/> 少年相談保護センター | 0 4 5 (8 6 7) 2 0 3 9 |
| <input type="checkbox"/> 子ども家庭支援センター | 0 4 5 (8 6 6) 8 4 7 2 |

8 いじめが起こった場合の迅速な初期対応のための組織図



※ この「いじめ防止基本方針」は、よりよいものにするため改定することがあります。ご意見がございましたら学校へご連絡ください。舞岡中学校 822-2722